

氏名	Ali Md. Mohobbot
学位	博士
専門分野の名称	経済学
学位授与番号	博甲第3373号
学位授与の日付	平成19年3月23日
学位授与の要件	文化科学研究科社会文化学専攻 (学位規則第4条第1項該当)
学位論文題目	A Study of Risk Reporting on Japanese Company
学位論文審査委員	・ Focus on the Practices in Annual Reports and Security Reports 主査・教授 小西 範幸 助教授 和田 淳三 助教授 紙屋 英彦 中部大学経営情報学部教授 鎌田 信夫

学位論文内容の要旨

1. 論文の主旨

本論文は、有価証券報告書において開示が制度化されたリスク情報と制度化前の年次報告書において任意に開示されていたリスク情報を比較して、日本企業のリスク報告の実務の特徴を明らかにし、リスク報告のガイドラインを研究することにある。そのために、論文提出者（以下、提出者）は、当該ガイドラインの公表前後、すなわち制度化の前と後のリスク情報と企業の規模、収益性、業種等との相関関係を調べ、ガイドラインが日本企業のリスク報告に与えた影響について検討している。また、世界においてリスク報告のガイドラインを公表している3カ国、すなわち、英国、ドイツ及びカナダのものと比較し、リスクについてその概念、分類、測定、開示方法等について検討している。

日本では、リスク情報の開示は、投資家保護と証券市場への信頼性の向上を図る観点から検討が数年重ねられた後にそのためのガイドラインが公表され、2004年度決算期より有価証券届出書及び有価証券報告書において義務化された。そこで、提出者は、わが国におけるリスク情報開示の実態を調査し、その特徴を整理することで、ガイドラインから今後、会計基準になるための要件、換言すれば、リスク情報がレビュー対象または監査対象となるための要件を考察することを本研究の将来的な目的に据えている。

欧州において、特に英国においては、10年程前から企業リスクを企業内外の広範囲なステークホルダーの視点から議論を重ね、その一連のガイドラインが体系的に公表されてきているため、提出者は、まず、これらの検討を詳細に行い、企業リスクの概念を整理している。加えて、ドイツ及びカナダの当該ガイドラインとも比較している。次に、無差別に抽出した100社の日本企業におけるリスク情報を有価証券報告書と年次報告書から抽出し、制度化の前と後の比較、英国企業でのリスク報告の特徴との比較を行っている。そこでの1番の特徴は、リスク情報を4つの視点から分類し（①金融、ビジネス、事業、法令遵守、情報処理・技術、②グット、バッド、ニュートラル、③貨幣、非貨幣、④将来、過去）、これらの分類されたリスク情報と企業の特徴（①企業の規模、②収益性、③株主等）との相関関係を調べていることである。概ね英国での先行研究を手本にしているが、企業の特徴に新たに業種別、株式持合率、外国人投資家の割合等の視点を加えることにより、単純に先行研究における英国企業でのリスク報告の特徴と比較するばかりではなく、日本企業独自のリスク報告の特徴を導出しようと試みている。

制度化の前後では、将来情報およびバッド情報に関するリスク開示が制度後に急増していること、そしてそれが日本の当該ガイドラインの趣旨に一致していることを明らかにしている。しかし、それらの記載内容からはリスク報告の信頼性が十分に保証されているとは言い難いと結論付け、リスクの認識と測定に関する研究が今後当該会計基準の公表、並びに監査またはレビューの対象情報に至るには必要不可欠であると提言している。

2. 論文の構成

1 Introduction

- 1.1 Background of the Research**
- 1.2 Objective and Scope of the Study**
- 1.3 Organization of the Dissertation**

2 Related Literature

- 2.1 Institutional Literature**
- 2.2 Literature from Academic Researchers**

3 Analysis of Risk Reporting Guidelines

- 3.1 Analysis of Risk Reporting Guidelines Issued in the United Kingdom**
- 3.2 Analysis of Risk Reporting Guidelines Issued in Canada**
- 3.3 Analysis of Risk Reporting Guidelines Issued in Germany**
- 3.4 Guidelines of the UK, Canada and Germany – A Comparative Discussion**
- 3.5 Drawbacks of the Guidelines**
- 3.6 Relevant Theories and Terminologies**
- 3.7 Summary**

4 Hypothesis Development

- 4.1 Risk Disclosure and Size of the Company**
- 4.2 Risk Disclosure and the Level of Company Risk**
- 4.3 Risk Disclosure and Profitability**
- 4.4 Risk Disclosure and Ownership Distribution Pattern**
- 4.5 Risk Disclosure and Cross-Corporate Shareholdings**
- 4.6 Risk Disclosure and Industry Type**
- 4.7 Monetary and Non-monetary Risk Disclosure**
- 4.8 Past and Future Risk Disclosure**
- 4.9 Good, Bad and Neutral Risk Disclosure**

5 Methodology of the Study

- 5.1 Sample Selection**
- 5.2 Content Analysis**
- 5.3 Measurement of Variables**

6 Risk Reporting Practices of Japanese Company in the Annual Reports

- 6.1 Accounting and Disclosure System in Japan**
- 6.2 Risk Reporting Practices of Japanese Company in the Annual Reports before Issuance of the Guidelines**
- 6.3 Test of Hypotheses**
- 6.4 Discussion of the Results**
- 6.5 Comparisons of the Findings with the Findings of the UK**
- 6.6 Other Observations in the Annual Reports**
- 6.7 Effects of the Guidelines on Risk Reporting in the Annual Reports**

- 6.8 Summary
- 7 Disclosure of Business Risk Information through the Security Reports by Japanese Company
 - 7.1 Disclosure of Risk Information in the Security Reports of 2004 and 2005
 - 7.2 Descriptive Statistics
 - 7.3 Test Results of Some Drawn Hypotheses
 - 7.4 Discussion of the Results and Comparison with Risk Information Disclosure in the Annual Reports
 - 7.5 Trends of Risk Reporting in the Security Reports after Issuance of the Guidelines
 - 7.6 Comparison of the Disclosed Risk Information in the Annual Reports and the Security Reports in 2005
 - 7.7 Reliability of the Disclosed Risk Information in the Security Reports
 - 7.8 Ranking of Risk Information According to Their Importance
 - 7.9 Summary
- 8 Conclusions and Recommendations
 - 8.1 Summary and Conclusion of the Findings
 - 8.2 Recommendations
 - 8.3 Future Research

3. 論文の内容

本論文の内容は3つの部分に大別できる。

第1に、提出者は、日本と英国、ドイツ及びカナダのリスク報告のガイドラインを比較すると、日本のものは有価証券報告書にリスク情報を一括して表示すること、将来のバッドリスクを表示すること、そして米国の実務を参考にすることが記載されている程度で、リスクの基本的な概念、その認識、測定及び分類については詳細な説明が行われていないと指摘している。それに対して英国のものが一番詳細に説明されていることを紹介しているが、リスク報告の国際的なガイドラインの作成には課題が山積していると指摘している。

第2に、提出者は、制度化前の日本企業の年次報告書を分析し、リスク情報は年次報告書の随所に開示されているためにその理解可能性が低いことを指摘している。そして、①大企業ほどリスク報告の数が多いこと、②収益性や株式持合率等のその他の企業の特徴とリスク報告の特徴とは相関関係が低いこと、③業種ごとにリスク報告の特徴が異なることを明らかにしている。さらに、④バッド情報がグッド情報及びニュートラル情報よりも多く、⑤将来情報よりも過去情報がそして貨幣情報よりも非貨幣情報が多いことを明らかにしている。

第3に、提出者は、日本企業の有価証券報告書を分析し、制度化後のリスク報告数が格段に増加し、リスク情報が一括表示されているためその理解可能性が高まっていることを指摘している。そして、当該ガイドラインの指示通り、将来のバッド情報が一番多く報告され、またそれらはビジネスリスクと事業リスクが大半を占めていることを明らかにしている。さらに、その他のリスク報告の特徴は制度化前のものと同じ傾向であったことを明らかにした上で、ニュートラル情報は制度化前に比べ減少したとはいえ依然としてその数は多く、さらに非貨幣情報が圧倒的に多いことがリスク報告の信頼性の向上を阻害している最大の原因であると結論づけ、その改善をガイドラインの改訂に求めている。

学位論文審査結果の要旨

日本では今日、内部統制におけるリスク管理や財務諸表監査におけるリスク・アプローチ

等さまざまな視点からリスクが取り上げられているが、財務報告の視点から、また英国、独国、カナダでのガイドライン並びに先行研究を検討することからリスク情報開示の制度と実態に関する国際的比較研究に取り組んでいるものは他に類をみない。この点に関して審査員一同が高く評価した。

また、予備審査で指摘された、①制度後の日本企業の抽出数(21社)を制度前抽出数の100社に合わせる事、②引用並びに脚注を正確にすること、③質問調査(ランキング調査)の結果を正しく記述することに関して改善されていることを確認することができた。

審査員から米国との比較の必要性を指摘されたことに対しては、米国のリスク報告が企業リスクの一部(マーケットリスク)に限定され、それはレビューまたは監査対象ではないこと、そして、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会(ICAEW)が公表する一連のガイドラインがリスクをさまざまなステークホルダーの立場から包括的に検討を重ねてきていることを理由に、提出者からその必要性がないことが主張され認められた。次に、審査員からの企業リスクの研究はリスク・マネジメントがその出発点、あるいはその中心であるのにもかかわらず取り上げられていないためにリスクの理論的考察が不足しているのではないかと指摘に対しては、本論文で取り上げたICAEWが1996年に公表した「Business Risk Management」の詳細な検討の必要性を認めた上で、この研究での視点が財務報告であることが提出者から主張され、今後の課題とされた。また、日本企業独自のリスク報告の特徴を導出するために企業の特徴として新たに加えた業種別、株式持合率、外国人投資家の割合等の選択理由を詳細に記述することが本論文の特徴を強調することに繋がること、質問調査の実施方法を明記することや主題が示す対象が広すぎるので副題で限定した方がよいこと、そして英国において近年公表されたリスク報告の財務報告基準(FRS 13, FRS 25)を検討すべきこと、以上の指摘は、本論文の主旨や本質の変更を余儀なくするものではなく、今後の研究の発展を期待するものであると認められる。

日本ばかりではなく世界的にみても途に着いたばかりの財務報告の視点からの企業リスクの研究を、その制度と実態に関して詳細に調査し、今後の企業リスクの報告に関わる国際的な課題を明らかにした本研究に対して、審査員一同はAli Md. Mohobbotに対し博士の学位を授与するに値すると判断する。